

改正

平成24年 7月 9日告示第199号

平成28年 1月29日告示第20号

石巻市住民自治組織交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の創意と工夫、判断と責任を尊重し、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進するとともに、住民自治組織の円滑な運営と個性あふれる地域づくりを支援するため、予算の範囲内で石巻市住民自治組織交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付対象となる団体は、一定のまとまりのある地域内の住民や団体の代表者などによって設立された、その地域にある多様な主体で構成された一つの住民自治組織（以下「自治組織」という。）とする。

2 自治組織は、次の条件を満たしているものとする。

- (1) 地域の総意が反映されること。
- (2) 規約等が整備されており、組織の意思決定、役員選任、会計等が民主的で透明性を持った組織運営がされていること。
- (3) 地域内の誰もが希望に応じて運営に参画できること。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、自治組織が自主的な地域づくり活動を目的に行う事業とする。ただし、次のいずれかに該当する事業は、交付対象事業に含めないものとする。

- (1) 専ら営利を目的とした事業
- (2) 宗教活動、政治宣伝活動、選挙活動等に類する事業
- (3) 事業を実施した効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業

(交付対象経費)

第4条 交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、自治組織が事業を実施するのに必要とする経費とする。ただし、次に掲げる経費は、交付対象経費から除くものとする。

- (1) 事業に伴う飲食費及び単なる飲食を目的とした食糧費
- (2) 自治組織の構成員に対する謝礼、旅費（実費分の費用弁償を除く。）
- (3) 他の団体への負担金、補助金等自治組織が直接実施しない事業に係る経費
- (4) 事業を伴わない備品のみ購入に要する経費
- (5) 交際費、慶弔費等地域の活性化に直接関係のない経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付対象経費として適当でないと認める経費

(交付金の種類等)

第5条 交付金の種類、交付対象経費及び交付金の額等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする自治組織(以下「申請団体」という。)は、石巻市住民自治組織交付金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約、会則等組織に関する定めを示した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは、石巻市住民自治組織交付金交付決定通知書(様式第2号)により申請団体に通知するものとする。

(交付決定額の変更等)

第8条 前条の規定により交付金交付の決定を受けた自治組織(以下「交付団体」という。)は、年度途中において交付対象事業の内容を変更する場合又はやむを得ず遂行が困難となった場合は、石巻市住民自治組織交付金事業変更(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査の上、交付対象事業の変更又は廃止について承認の可否を決定し、石巻市住民自治組織交付金事業変更(廃止)承認通知書(様式第4号)又は石巻市住民自治組織交付金事業変更(廃止)不承認通知書(様式第5号)により交付団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付団体は、当該事業が完了したときは、交付金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日までに、石巻市住民自治組織交付金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付金の額を確定し、石巻市住民自治組織交付金確定通知書(様式第7号)により、交付団体に通知するものとする。

(交付金の交付)

第11条 交付金は、前条の規定による交付金の額の確定後に交付するものとする。

2 交付団体は、交付金を請求しようとするときは、石巻市住民自治組織交付金請求書(様式第8号)により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、交付金を概算払により交付することができる。

(交付金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されている場合において返還を命ずることができる。

- (1) 交付金を自治組織の活動以外の用途に使用したとき。
- (2) 交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反するとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正により交付金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を命ずるときは、石巻市住民自治組織交付金取消・返還通知書(様式第9号)により交付団体に通知するものとする。

(関係書類の保管)

第13条 交付団体は、交付対象事業において作成した書類及び帳簿を交付対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管することとし、市長から交付金の交付の事務処理上請求があったときは、速やかに必要な書類を提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月9日告示第199号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成28年1月29日告示第20号)

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

別表(第5条関係)

交付金の種類 (項目)	交付対象経費 (事業)	交付金の額等	備考
地域づくり交付金	住民自治組織運営に要する経費 (自治組織運営事業)	ア 1地域30万円 イ 申請を行う年度の前年度9月30日現在における当該地域の住民(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。)の数に10円を乗じて得た額	(1) 自治組織運営事業と地域づくり事業の各交付金の額の合計金額を交付限度額とする。ただし、1,000円未満の端数が
	地域の課題・問題を解決するた	ア 1地域30万円 イ 申請を行う年度の前年度9月30日	

	めの事業に要する経費（地域づくり事業）	現在における当該地域の住民の数に60円を乗じて得た額	生じたときはその端数を切り上げる。 (2) 自治組織運営事業と地域づくり事業の各交付金については、相互に流用することができる。ただし、団体の人件費及び事務所等の維持に係る経費の合計額については、60万円を限度とする。
地域魅力づくり事業交付金	地域の特性や資源を活かした事業に要する経費（提案事業）	年間2事業を限度として、事業に要する経費の80%の額（上限額40万円）	

様式第1号（第6条関係）

石巻市住民自治組織交付金交付申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

㊟

年度において、石巻市住民自治組織交付金の交付を受けたいので、石巻市住民自治組織交付金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付金の種類

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 組織の規約及び役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 交付金の種類	
2 活動内容	
3 活動の目的及び効果	
4 備考	

別紙2

収支予算書

収入

(単位:円)

区 分	収入予算額	積算内訳
合 計		

支出

(単位:円)

区 分	支出予算額	交付金 充当額	積算内訳
合 計			

住 所
団 体 名
代表者名

石巻市住民自治組織交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市住民自治組織交付金の交付については、下記のとおり交付することに決定したので、石巻市住民自治組織交付金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長



記

- 1 交付金の種類
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付条件
 - (1) 交付金は、本事業の目的以外に使用することはできない。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）及び石巻市住民自治組織交付金交付要綱を遵守すること。
 - (4) 前記各号のことを守らないときは、本決定を取り消し、補助金の返還を命ずることがある。

様式第3号（第8条関係）

石巻市住民自治組織交付金事業変更（廃止）承認申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定通知のあった石巻市住民自治組織交付金について、下記のとおり事業を（ 変更 ・ 廃止 ）したいので、石巻市住民自治組織交付金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（廃止）の理由

2 変更の内容

※変更後の収支予算書を添付してください。

住 所
団 体 名
代表者名

石巻市住民自治組織交付金事業変更（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市住民自治組織交付金事業変更（廃止）承認申請については、下記のとおり承認することに決定したので、石巻市住民自治組織交付金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長



記

変更（廃止）することを承認します。

住 所
団 体 名
代表者名

石巻市住民自治組織交付金事業変更（廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった石巻市住民自治組織交付金事業変更（廃止）承認申請については、下記のとおり不承認としたので、石巻市住民自治組織交付金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長



記

不承認の理由

様式第6号（第9条関係）

石巻市住民自治組織交付金実績報告書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定通知のあった石巻市住民自治組織交付金については、下記のとおり実施したので、石巻市住民自治組織交付金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 事業実績書（別紙3）
- (2) 収支決算書（別紙4）
- (3) その他市長が必要と認める書類

別紙3

事業実績書

交付金の種類	
事業名	
実施月日	
事業内容	
備考	

別紙4

収支決算書

収入

(単位：円)

区 分	決算額	積算内訳
合 計		

支出

(単位：円)

区 分	決算額	交付金 充当額	積算内訳
合 計			

(注) 収支の計は一致する。

様式第7号（第10条関係）

石巻市住民自治組織交付金確定通知書

第 号
年 月 日

住 所
団 体 名
代表者名 様

石巻市長



年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定した石巻市住民自治組織交付金について、石巻市住民自治組織交付金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付金の種類
- 2 交付金確定額 金 円

石巻市住民自治組織交付金請求書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号で確定（石巻市（ ）指令第 号で交付決定）通知のあった石巻市住民自治組織交付金について、石巻市住民自治組織交付金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり交付されたく請求します。

記

1 確定（交付決定）額 金 円

2 既 受 領 額 金 円

3 今 回 請 求 額 金 円

4 残 額 金 円

5 交 付 金 振 込 先

金融機関名	
種目・口座番号	普通 ・ 当座
フリガナ	
口座名義人	

様式第9号（第12条関係）

石巻市住民自治組織交付金取消・返還通知書

第 号
年 月 日

住 所
団 体 名
代表者名 様

石巻市長



年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定した石巻市住民自治組織交付金について、石巻市住民自治組織交付金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり取り消しますので返還願います。

記

取消・返還理由	
返還すべき補助の額	
返還期日	年 月 日まで返還願います。
返還方法	別紙納入通知書により納入してください。